

花の家訪問介護及び第一号訪問事業 料金表 (令和3年4月1日現在)

<訪問介護の場合(要介護1~5の方)>

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割の料金となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用料の負担割合について

介護保険自己負担率は、所得に応じた負担割合となります。負担割合証に記載された1割、2割、3割のいずれかの負担割合額となります。

サービス内容略称	利用時間	基本料金	特定事業所加算(Ⅱ)	利用者負担金	介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善加算(Ⅰ)
身体介護 01	20分未満 ※前回提供した訪問 介護から概ね2時 間以上の間隔を空 けることが必要。	167円(1割)	17円(1割)	184円(1割)	一 カ 月 あ た り の ご 利 用 サ ー ビ ス の 総 単 位 数 1 3 ・ 7 % 加 算 さ れ ま す。	一 カ 月 あ た り の ご 利 用 サ ー ビ ス の 総 単 位 数 6 ・ 3 % 加 算 さ れ ま す。
		334円(2割)	33円(2割)	367円(2割)		
		501円(3割)	50円(3割)	551円(3割)		
身体介護1	20分以上 30分未満	250円(1割)	25円(1割)	275円(1割)		
		500円(2割)	50円(2割)	550円(2割)		
		750円(3割)	75円(3割)	825円(3割)		
身体介護2	30分以上 1時間未満	396円(1割)	40円(1割)	436円(1割)		
		792円(2割)	79円(2割)	871円(2割)		
		1,188円(3割)	119円(3割)	1,307円(3割)		
身体介護3	1時間以上 (579単位に30分を増 す毎に+84単位)	579円(1割)	58円(1割)	637円(1割)		
		1,158円(2割)	116円(2割)	1,274円(2割)		
		1,737円(3割)	174円(3割)	1,911円(3割)		
生活援助2	20分以上 45分未満	183円(1割)	18円(1割)	201円(1割)		
		366円(2割)	37円(2割)	403円(2割)		
		549円(3割)	55円(3割)	604円(3割)		
生活援助3	45分以上の場合	225円(1割)	23円(1割)	248円(1割)		
		450円(2割)	45円(2割)	495円(2割)		
		675円(3割)	68円(3割)	743円(3割)		

身体介護に引き続き生活援助を行うサービス

基本料金	利用時間	特定事業所 加算 (Ⅱ)	利用者負担金	加算
身体1+生活1 (250円+67円)	身体1に引き続き生活援助20分以上45分未満	32円 (1割) 36円 (2割) 95円 (3割)	349円 (1割) 670円 (2割) 1,046円 (3割)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) が加算されます。
身体1+生活2 (250円+134円)	身体1に引き続き生活援助45分以上70分未満	38円 (1割) 77円 (2割) 115円 (3割)	422円 (1割) 845円 (2割) 1,267円 (3割)	
身体1+生活3 (250円+201円)	身体1に引き続き生活援助70分以上	45円 (1割) 90円 (2割) 135円 (3割)	496円 (1割) 992円 (2割) 1,488円 (3割)	
身体2+生活1 (396円+67円)	身体2に引き続き生活援助20分以上45分未満	46円 (1割) 93円 (2割) 139円 (3割)	509円 (1割) 1,019円 (2割) 1,389円 (3割)	
身体2+生活2 (396円+134円)	身体2に引き続き生活援助45分以上70分未満	53円 (1割) 106円 (2割) 159円 (3割)	583円 (1割) 1,166円 (2割) 1,749円 (3割)	
身体2+生活3 (396円+201円)	身体2に引き続き生活援助70分以上	60円 (1割) 119円 (2割) 179円 (3割)	657円 (1割) 1,313円 (2割) 1,970円 (3割)	

その他の加算について

特定事業所加算(Ⅱ)	<p>基準額を基にそのサービスの内容に応じて計算された料金となります。 基本料金の10%が加算されます。</p> <p>※サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動、環境整備、中重度者への対応などを行っている事業所に加算されます。</p>
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<p>1ヵ月あたりのご利用サービスの総単位数に13.7%が加算されます。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1ヵ月あたりの総単位数に13.7%加算されます。</p>

<p>処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等特定</p>	<p>1ヵ月あたりのご利用サービスの総単位数に6.3%が加算されます。 ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1ヵ月あたりの総単位数に6.3%加算されます。</p>	
<p>深夜加算 早朝・夜間・深夜</p>	<p>早朝（午前6時～8時）</p>	<p>基本料金の25%が加算されます。</p>
	<p>夜間（午後6時～10時）</p>	<p>基本料金の25%が加算されます。</p>
	<p>深夜（午後10時～午前6時）</p>	<p>基本料金の50%が加算されます。</p>
<p>初回加算</p>	<p>1ヵ月につき 200円（1割） 400円（2割） 600円（3割） ※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。</p>	
<p>緊急時 訪問介護加算</p>	<p>1回につき 100円（1割） 200円（2割） 300円（3割） ※利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービスに計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。</p>	
<p>集合住宅に居住する利用者へのサービス提供（利用者負担金の90%で算定）</p> <p>■ 集合住宅の居住者にサービス提供する場合に減算対象となる利用者は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する者 ・上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数があたり20人以上の場合） 		
<p>【2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合】</p> <p>★1人のヘルパーによる介護が困難と認められた場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。</p>		

<第一号訪問事業の場合>

第一訪問号事業を利用した場合の「基本利用料」は、原則として第一号訪問事業支給費の1割となり、下記の通りです。但し、第一号事業支給費の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用料の負担割合について

介護保険自己負担率は、所得に応じた負担割合となります。負担割合証に記載された1割、2割、3割のいずれかの負担割合額となります。

サービス内容	対象者	月単位 定額料金	介護職員処遇 改善加算（I）	介護職員等 特定処遇改善 加算（I）	利用者負担金 （月額）
訪問型独自 サービスⅠ [週1回程度の利用 が必要な場合]	事業対象者	1,172円(1割)	161円(1割)	74円(1割)	1,407円(1割)
	要支援1	2,344円(2割)	321円(2割)	148円(2割)	2,813円(2割)
	要支援2	3,516円(3割)	482円(3割)	222円(3割)	4,220円(3割)
訪問型独自 サービスⅡ [週2回程度の利用 が必要な場合]	事業対象者	2,342円(1割)	321円(1割)	148円(1割)	2,811円(1割)
	要支援1	4,684円(2割)	642円(2割)	295円(2割)	5,621円(2割)
	要支援2	7,026円(3割)	963円(3割)	443円(3割)	8,432円(3割)
訪問型独自 サービスⅢ [Ⅱを超える利用が 必要な場合]	要支援2	3,715円(1割)	509円(1割)	234円(1割)	4,458円(1割)
		7,430円(2割)	1,018円(2割)	468円(2割)	8,916円(2割)
		11,145円(3割)	1,527円(3割)	702円(3割)	13,374円(3割)
訪問型サービスA (訪問型サービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ)	事業対象者	225円(1割)	訪問型サービスⅠ(事業対象者・要支援1・要支援2) 週1回程度(月5回まで)・45分～60分まで		
	要支援1	450円(2割)	訪問型サービスⅡ(事業対象者・要支援1・要支援2) 週2回程度(月10回まで)・45分～60分まで		
	要支援2	672円(3割)	訪問型サービスⅢ(要支援2) 週3回程度(月15回まで)・45分～60分まで		

その他加算について（訪問介護型サービスAを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。）

介護職員 処遇改善 加算（I）	1ヵ月あたりのご利用サービスの総単位数に 13.7% が加算されます。 ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護予防事業所が、利用者に対し、指定訪問介護予防を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1ヵ月あたりの総単位数に13.7%加算されます。
介護職員等 特定処遇改 善加算（I）	1ヵ月あたりのご利用サービスの総単位数に 6.3% が加算されます。 ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護予防事業所が、利用者に対し、指定訪問介護予防を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1ヵ月あたりの総単位数に13.7%加算されます。
初回加算	1ヵ月につき200円(1割) 400円(2割) 600円(3割) ※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

上記の基本利用料は、秋田市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。